

第116回 定時株主総会 招集ご通知

平成28年4月1日 ▶ 平成29年3月31日

日 時

平成29年6月28日(水曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

場 所

東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階 日経ホール

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

CONTENTS

■ 第116回定時株主総会招集ご通知……………	1
■ 株主総会参考書類……………	3
決議事項	
第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	株式併合の件
第3号議案	定款一部変更の件
第4号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第5号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第6号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第7号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第8号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第9号議案	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第10号議案	当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）一部変更及び継続の件
(添付書類)	
■ 事業報告……………	45
■ 連結計算書類……………	63
■ 計算書類……………	65
■ 監査報告書……………	67

穀物ソリューション・カンパニー



昭和産業

昭和産業株式会社

証券コード：2004

株 主 各 位

東京都千代田区内神田二丁目2番1号

昭和産業株式会社

代表取締役社長 新妻一彦

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日午後5時25分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時

平成29年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2 場 所

東京都千代田区大手町一丁目3番7号

日経ビル3階 日経ホール

（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 目的事項

報告事項

1. 第116期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第116期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項	第1号議案	剰余金処分の件
	第2号議案	株式併合の件
	第3号議案	定款一部変更の件
	第4号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
	第5号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
	第6号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
	第7号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
	第8号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
	第9号議案	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
	第10号議案	当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）一部変更及び継続の件

4 ご案内

(1) 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) インターネットによる開示について

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.showa-sangyo.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況」および「会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.showa-sangyo.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。当日は、環境への配慮として、ノーネクタイの「クールビズ」スタイルにて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績および財務体質の強化、今後の事業展開等ならびに安定配当の維持を勘案し、以下のとおり1株につき金5円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金5円を含めた当期の年間配当金は、1株につき10円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円
総額 789,306,120円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年6月29日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、当社株式の投資単位の適正化を図るため、株式併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

当社普通株式

(2) 併合割合

当社が発行する普通株式について、5株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

131,000,000株

3. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されることを条件といたします。

なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」の原案どおりの承認とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、会社法の規定に基づき現行定款第5条に規定されている発行可能株式総数を7億2,000万株から1億3,100万株に変更するものであります。

また、全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、第2号議案「株式併合の件」の原案どおりの承認とその効力発生を条件として、現行定款第7条に規定されている当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

現行定款第5条および第7条の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

- (2) 当社は、取締役会の監督機能の強化および意思決定の迅速化を図るため、本定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条を変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記変更に伴う所要の変更のほか、各条に見出しを新設、機関設計に関する条項を新設、一部の条項を移設するなど、定款全体の構成を見直したうえ、一部字句の修正を行うものであります。

なお、変更案第6条および第8条を除く本議案における定款変更の効力については、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	<u>(商 号)</u> 第1条 (現行どおり)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	<u>(目 的)</u> 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 農産物、畜産物、水産物の加工ならびに飼料、肥料およびこれらの原料の製造	<u>(1)</u> 農産物、畜産物、水産物の加工ならびに飼料、肥料およびこれらの原料の製造
2. 菓子類、冷菓類、各種飲料、食料品その他加工食品の製造	<u>(2)</u> 菓子類、冷菓類、各種飲料、食料品その他加工食品の製造
3. 医薬品、動物用医薬品、農薬その他化学製品の製造	<u>(3)</u> 医薬品、動物用医薬品、農薬その他化学製品の製造
4. 前各号の各種原料、製品の売買、輸出入およびその仲介	<u>(4)</u> 前各号の各種原料、製品の売買、輸出入およびその仲介
5. 飲食店、スポーツ施設、娯楽施設の経営およびその経営の委任、酒類、煙草の小売ならびに前1. 2. 3号商品の小売	<u>(5)</u> 飲食店、スポーツ施設、娯楽施設の経営およびその経営の委任、酒類、煙草の小売ならびに前 <u>(1) (2) (3)</u> 号商品の小売
6. 各種石油製品、燃料および日用品雑貨類の売買	<u>(6)</u> 各種石油製品、燃料および日用品雑貨類の売買
7. 自動車の販売、リースおよび修理ならびに自動車附属品の販売	<u>(7)</u> 自動車の販売、リースおよび修理ならびに自動車附属品の販売
8. 倉庫業および港湾運送業	<u>(8)</u> 倉庫業および港湾運送業
9. 不動産の売買、賃貸借および管理ならびにこれらの代理または仲介	<u>(9)</u> 不動産の売買、賃貸借および管理ならびにこれらの代理または仲介
10. 家畜診療に関する業務	<u>(10)</u> 家畜診療に関する業務
11. 前1. 2. 3号に関する機器、装置等の設計、製作、売買、輸出入および技術援助	<u>(11)</u> 前 <u>(1) (2) (3)</u> 号に関する機器、装置等の設計、製作、売買、輸出入および技術援助
12. 前各号に附帯しまたは関連する一切の事業	<u>(12)</u> 前各号に附帯しまたは関連する一切の事業
第3条 (条文省略)	<u>(本店の所在地)</u> 第3条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(機 関)</u> 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
第4条 (条文省略)	<u>(公告方法)</u> 第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式および株主	第2章 株式および株主
第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>7億2,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1億3,100万株</u> とする。
第6条 (条文省略)	(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)
第7条 当会社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第8条 当会社の単元未満株主は、 <u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の単元未満株主は、 <u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 (新 設)	(株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第11条 当会社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 (条文省略)	(株主総会の招集) 第12条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日)
(新 設)	第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 (株主総会の招集権者および議長)
第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長がさしつかえのある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。	第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長にさしつかえのある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第14条 株主総会の議長は、取締役社長が当る。取締役社長がさしつかえのある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。	(削 除)
第15条 (条文省略)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。ただし、会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。	第15条 (現行どおり) (株主総会の決議方法)
株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。	第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。
前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。	(株主総会の議決権の代理行使)
(新 設)	第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

現 行 定 款	変 更 案
第17条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。	(株主総会の議事録) 第18条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条 当会社は、取締役会を置く。	(削 除)
第19条 当会社の取締役は9名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u>	(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(新 設)	(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新 設)	
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 取締役会の決議により、取締役中から取締役会長、取締役社長各1名、<u>ならびに</u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	<u>(代表取締役および役付取締役)</u> 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第22条 取締役会の決議により、必要に応じ、相談役若干名を置くことができる。	<u>(相談役)</u> 第23条 取締役会は、その決議によって、必要に応じ、相談役若干名を置くことができる。
第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長がさしつかえのある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が<u>その職務を行う</u>。	<u>(取締役会の招集権者および議長)</u> 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長にさしつかえのある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、<u>少なくとも会日より2日前に</u>発する。ただし緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができる。 (新 設) (新 設)	<u>(取締役会の招集通知)</u> 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の<u>3日前までに</u>発する。ただし、緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その出席取締役の過半数で決める</u>。 (新 設)	<u>(取締役会の決議方法)</u> 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
第26条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	(削 除)
第27条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
(新 設)	(取締役会規程) 第29条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任限定契約) 第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会	(削 除)
第30条 当会社は、監査役および監査役会を置く。	(削 除)
第31条 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会の決議によって選任する。	(削 除)
監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	

現 行 定 款	変 更 案
第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u>	(削 除)
第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、少なくとも会日より2日前に発する。ただし緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができる。</u>	(削 除)
第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
第36条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</u>	(削 除)
第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
第38条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(常勤の監査等委員)
(新 設)	第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(監査等委員会の決議方法) 第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新 設)	(監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
(新 設)	(監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第39条 当社は、会計監査人を置く。	(削 除)
第40条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。	(削 除)
第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	(会計監査人の任期) 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計 算	第7章 計 算
第43条 (条文省略)	(事業年度) 第39条 (現行どおり)
第44条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>をすることができる。 第46条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。 第8章 買収防衛策 第47条 当会社は、買収防衛策の導入・継続・変更を、株主総会の決議により行うことができる。 前項の買収防衛策の廃止は、株主総会または取締役会の決議により行うことができる。 （新 設）	<u>（中間配当）</u> 第41条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、<u>中間配当</u>をすることができる。 <u>（配当金の除斥期間）</u> 第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 <u>2. 未払の配当金</u>には、利息をつけない。 第8章 買収防衛策 <u>（買収防衛策）</u> 第43条 当会社は、買収防衛策の導入・継続・変更を、株主総会の決議により行うことができる。 <u>2. 前項の買収防衛策の廃止は、株主総会または取締役会の決議により行うことができる。</u> 附 則 <u>（効力発生日）</u> 第1条 第6条および第8条の変更は、2017年10月1日をもって効力が発生するものとし、<u>同日の経過をもって本条を削除する。</u>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じであります。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。



再 任

候補者番号

1

お か だ

し げ る

岡田

茂

（昭和28年2月27日生）

所有する当社株式の数 140,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年 4 月	当社入社	平成22年 6 月	当社専務取締役
平成12年12月	当社ぶどう糖事業本部長	平成23年 6 月	当社代表取締役社長
平成16年 4 月	当社大阪支店長	平成28年 4 月	当社代表取締役会長
平成17年 6 月	当社執行役員	平成29年 4 月	当社取締役会長（現任）
平成20年 6 月	当社常務取締役		

■ 取締役候補者とした理由

岡田茂氏は、取締役会長としての役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補者いたしました。



再任

候補者番号

2

にいつま かずひこ

新妻 一彦

(昭和32年10月1日生)

所有する当社株式の数

80,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年4月 当社入社

平成13年6月 当社広域営業本部長

平成18年11月 当社製粉部長

平成21年6月 当社執行役員

平成24年6月 当社常務取締役

平成26年6月 当社専務取締役

平成28年4月 当社代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

新妻一彦氏は、代表取締役社長としての役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補者いたしました。



再任

候補者番号

3

なかむら けいすけ

中村 圭介

(昭和31年7月30日生)

所有する当社株式の数

59,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年4月 当社入社

平成13年7月 当社鹿島事業所製粉工場長

平成14年6月 当社技術本部
製粉テクニカルマネージャー

平成17年6月 当社生産センター所長

平成18年11月 当社船橋工場長

平成21年6月 当社執行役員

平成24年6月 当社常務取締役

平成28年4月 当社取締役専務執行役員

平成28年4月 生産・技術部門統轄（現任）

平成29年4月 当社代表取締役専務執行役員
（現任）

■ 取締役候補者とした理由

中村圭介氏は、代表取締役専務執行役員として生産・技術部門統轄の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補者いたしました。



再 任

候補者番号

4

ひのくま けいいち

樋前 慶一

(昭和32年11月7日生)

所有する当社株式の数

49,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 4 月 当社入社
平成15年 6 月 当社札幌支店長
平成17年 6 月 当社食品部長
平成21年 6 月 当社執行役員
平成24年 6 月 当社常務取締役

平成28年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任）
平成28年 4 月 営業部門統轄、営業企画部・
製粉部・油脂部・食品部・原料部・
支店担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

樋前慶一氏は、取締役専務執行役員として営業部門統轄等の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補者いたしました。



再 任

候補者番号

5

つちや のぶひと

土屋 信人

(昭和30年 8 月 7 日生)

所有する当社株式の数

40,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 4 月 当社入社
平成16年 6 月 当社船橋工場長
平成18年11月 当社生産センター所長
平成21年 6 月 当社執行役員

平成24年 6 月 当社常務執行役員
平成26年 6 月 当社常務取締役
平成28年 4 月 当社取締役常務執行役員（現任）
平成28年 4 月 管理部門統轄（現任）

■ 取締役候補者とした理由

土屋信人氏は、取締役常務執行役員として管理部門統轄の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補者いたしました。



再任

候補者番号

6

おおた たかゆき

太田 隆行

(昭和33年6月2日生)

所有する当社株式の数

94,100株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年4月 当社入社
平成18年11月 当社仙台支店長
平成22年6月 当社経営企画部長
平成23年6月 当社執行役員

平成27年4月 当社常務執行役員
平成28年4月 海外事業部・糖質部・飼料畜産部
担当（現任）
平成28年6月 当社取締役常務執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

太田隆行氏は、取締役常務執行役員として海外事業部・糖質部・飼料畜産部担当の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補者いたしました。



新任

候補者番号

7

かねこ としゆき

金子 俊之

(昭和33年8月3日生)

所有する当社株式の数

10,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年4月 当社入社
平成18年11月 当社神戸工場長
平成22年10月 当社総合研究所長
平成23年1月 当社食品開発センター所長
平成25年4月 当社商品開発センター所長

平成26年6月 当社執行役員
平成29年4月 当社常務執行役員（現任）
平成29年4月 研究開発部門統轄、
品質保証部担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由

金子俊之氏は、常務執行役員として研究開発部門統轄等の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補者いたしました。



再 任

社 外

候補者番号

8

やなぎや
柳谷

たかし
孝

(昭和26年11月13日生)

所有する当社株式の数

3,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成13年10月	野村證券株式会社常務取締役	平成24年 8 月	同社顧問
平成14年 4 月	同社代表取締役専務取締役	平成25年 3 月	同社退任
平成15年 6 月	同社代表執行役専務執行役	平成25年 6 月	株式会社アルファシステムズ 社外取締役（現任）
平成18年 4 月	同社代表執行役執行役副社長	平成26年 6 月	株式会社ハーツユニテッド グループ社外取締役（現任）
平成20年 4 月	同社執行役副会長	平成27年 6 月	当社社外取締役（現任）
平成20年10月	同社執行役員副会長	平成28年 5 月	学校法人明治大学理事長（現任）
平成24年 4 月	同社常任顧問		

■ 社外取締役候補者とした理由

柳谷孝氏は、会社経営の経験と資本市場についての豊富な知見を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 柳谷孝氏は、社外取締役候補者であり、また、経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保できると判断したため東京証券取引所の定める独立役員の候補者としております。
3. 柳谷孝氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、柳谷孝氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款の規定により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



新任

候補者番号

1

かさい としお

笠井 敏雄

(昭和28年9月4日生)

所有する当社株式の数 41,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年 4 月	当社入社	平成22年 6 月	当社常務執行役員
平成15年 4 月	当社財務部長	平成25年 6 月	当社常務取締役
平成18年 6 月	当社執行役員	平成26年 6 月	当社常勤監査役（現任）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

笠井敏雄氏は、常勤監査役としての役割を適切に果たしており、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資することに加えて、中立的・客観的に監査等を行うことができる候補者であると判断したため、監査等委員である取締役候補者となりました。



新任

社外

候補者番号

2

くりはら かずやす

栗原 和保

(昭和30年11月10日生)

所有する当社株式の数 2,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 4 月	株式会社千葉銀行入行	平成23年 6 月	同行常務執行役員本店営業部長
平成20年 6 月	同行営業企画部長	平成24年 6 月	株式会社ちばざん総合研究所 取締役副社長（現任）
平成21年 6 月	同行執行役員営業企画部長	平成27年 6 月	当社社外監査役（現任）
平成22年 6 月	同行執行役員審査部長		

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

栗原和保氏は、金融機関における長年の経験と豊富な知見を有しており、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資することに加えて、中立的・客観的に監査等を行うことができる候補者であると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



新 任

社 外

候補者番号

3

み わ た か し
三輪 隆司

(昭和33年8月1日生)

所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成2年8月	日本火災海上保険株式会社入社	平成26年4月	日本興亜損害保険株式会社 常務執行役員北海道本部長
平成17年10月	日本興亜損害保険株式会社 リスク管理部長		株式会社損害保険ジャパン 常務執行役員北海道本部長
平成21年8月	同社総務部長	平成26年9月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 常務執行役員北海道本部長
平成24年6月	同社執行役員総務部長	平成28年4月	損保ジャパン日本興亜キャリア スタッフ株式会社 (現 SOMPOキャリアスタッフ株 式会社) 代表取締役社長 (現任)
平成25年2月	日本興亜損害保険株式会社 執行役員総務部長 株式会社損害保険ジャパン 総務部長	平成28年6月	当社社外監査役 (現任)
平成25年4月	日本興亜損害保険株式会社 執行役員総務部長 株式会社損害保険ジャパン 執行役員総務部長		

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

三輪隆司氏は、損害保険会社における長年の経験とリスク管理についての豊富な知見を有しており、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資することに加えて、中立的・客観的に監査等を行うことができる候補者であると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 栗原和保、三輪隆司の両氏は、社外取締役候補者であり、また、経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保できると判断したため東京証券取引所の定める独立役員の候補者としております。
3. 栗原和保氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、三輪隆司氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 笠井敏雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款の規定により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、栗原和保、三輪隆司の両氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款の規定により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

たかはし よしき
高橋 善樹

(昭和34年4月13日生)

社 外

所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成5年4月 弁護士登録

平成10年12月 弁理士登録

平成23年9月 太樹法律事務所設立

(現在に至る)

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

高橋善樹氏は、弁護士として法的な専門知識とコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しており、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資することに加えて、中立的・客観的に監査等を行うことができる候補者であると判断したため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

(注) 1. 候補者と当社との間には法律顧問契約があります。

2. 上記「補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由」により、高橋善樹氏が社外取締役に就任した場合、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

3. 高橋善樹氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款の規定により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成21年6月26日開催の第108回定時株主総会において、年額4億50百万円以内（ただし、使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情および第9号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」のご承認をお願いすることを勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じであります。）の報酬等の額を年額3億50百万円

以内（うち、社外取締役分は30百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

現在の取締役は8名であります。第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名（うち、社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額80百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

第3号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第9号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）が当社株主との利害を共有するとともに、当社の企業価値の持続的な成長および中長期の企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能させることを目的として、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしている取締役（監査等委員である取締役を除く。なお、社外取締役を含みます。）の報酬の限度額（年額3億50百万円以内。ただし、使用人分給与を含みません。）とは別枠で、当社の対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の現物出資金額に相当する金銭報酬債権を年額1億円以内として支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案および第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」についてご承認をいただいた場合、改定後の取締役の報酬額は、本議案における金銭報酬債権を含め、従来の取締役の報酬額と同額の年額4億50百万円以内となります。

なお、現在の取締役は8名ですが、第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち、社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役が、本議案に基づき、当社の取締役会決議より支給される金銭報酬債権の全部を当社に現物出資財産として払い込み、その対価として当社の普通株式の発行または処分を受けるものであります。

本議案に基づき当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。また、各取締役への具体的な配分については、本制度の客観性・透明性を確保するため、報酬諮問委員会の審議を経たうえで、その意見を尊重して、最終的に取締役会において決定することといたします。

これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数（以下、普通株式総数といいます。）は年40万株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数をその比率に応じて合理的に調整できるものといたします。なお、第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認された場合、前文に従い、平成29年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、普通株式総数は年8万株以内となります。）といたします。

その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、当社の取締役会が予め定める期間（3年以上とし、以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。
- (2) 対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役およびそれに準ずる地位として本割当契約において定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役およびそれに準ずる地位として本割当契約において定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象

取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第10号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）一部変更及び継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の当社第107回定時株主総会にて株主の皆様のご承認により、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、平成23年6月29日開催の当社第110回定時株主総会及び平成26年6月27日開催の当社第113回定時株主総会において、株主の皆様のご承認により、その一部を変更した上で継続しておりますが（以下「本プラン」といいます。）、その有効期間は、本定時株主総会終結のときまでとなっております。

当社では、本プランの導入・継続後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる様々な議論の動向等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みの一つとして、継続の是非を含め、そのあり方について引き続き検討してまいりましたが、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランの基本的内容を維持したまま継続することを決定しました。

本プランの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいた場合には、ご承認をいただいたときから、平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結のとき

までといたします。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、本プランは当社株券等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

また、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

つきましては、当社現行定款第47条第1項の定めに基づき、本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取り組みについて

昭和産業グループは、「人々の健康で豊かな食生活に貢献する」ことをグループ経営理念としております。

穀物を原料とする食品素材を軸にした総合

食品メーカーとして、これまで培ってきた製粉、油脂、糖質、飼料、家庭用食品などの各事業における技術やノウハウを最大限発揮していくことにより、「市場に価値を認められる、安全で安心できる食品を安定的に供給する」という社会的使命を果たしてまいります。

地球環境の気候変動や世界人口の増加による世界的な穀物不足、また、国内においては自由貿易の進展、少子高齢化による需要の減少など、今後も様々な対応すべき課題が想定されます。食品業界におきましては、今後も穀物原料相場や為替相場が不安定な状況が続くとみられ、また、消費増税などにより消費者の節約意識が強まることが予想される非常に厳しい環境にあります。

このような情勢の中で、当社グループは、安心で高品質な価値ある製品の提供を柱とした企業の社会的責任を果たすために、「穀物ソリューション・カンパニー」として、長期ビジョン「SHOWA Next Stage for 2025」及び「中期経営計画17-19」の達成に向けて基本戦略を推進してまいります。

「SHOWA Next Stage for 2025」の内容

ありたい姿	全てのステークホルダーに満足を提供する “穀物ソリューション・カンパニー Next Stage” ～幹を太くし、枝葉を広げ、世の中のためになる果実を育てる～
方 針	昭和産業グループならではの複合系シナジーソリューションを進化させると共に、ESG視点での取り組みも強化し、企業価値の向上に努めてまいります。

「中期経営計画17-19」の基本戦略

①基盤事業の強化	・ コア事業の磨き上げ ・ 顧客価値を掘り起こす独自の事業構造確立 ・ コアコンピタンスを生かした競争優位性の発揮
②事業領域の拡大	・ 昭和産業グループにふさわしいセグメント領域の確定
③社会的課題解決への貢献	・ 事業活動を通じた社会への貢献（CSV戦略への発展）
④プラットフォームの再構築	・ 持てる力の発揮とグループ経営の推進
⑤ステークホルダーエンゲージメントの強化	・ コーポレートコミュニケーション活動を通じたステークホルダーとの信頼関係の確立

このような活動を通じ、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することができるものと考えております。

3. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべき

ルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

また、平成29年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株

式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の（i）または（ii）に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

（i）当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出 買付者等におきましては、大規模買

付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

（i）買付者等の概要

（イ）氏名または名称及び住所または所在地

（ロ）代表者の役職及び氏名

（ハ）会社等の目的及び事業の内容

（二）大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

（ホ）国内連絡先

（ヘ）設立準拠法

（ii）買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

（iii）買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者へ

の譲渡等、または重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が

別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。但し、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」を開始するものいたします（但し、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものいたします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種

類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。)

- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及

び当社グループの基本的な経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xi) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提供がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合または意向表明書受領日から60日間が経過したときには、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）または

(ii) の期間 (いずれも初日不算入) を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間 (以下「取締役会評価期間」といいます。) として設定いたします。

(i) 対価を現金 (円価) のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記 (i) (ii) いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会が合理的に認める場合に延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様の開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものいたします。当社取

締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様の開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤ 取締役会の決議

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合には、直ちに対抗措置の発動の決議を行うものいたします。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、上記④の検討等の後、遅滞なく以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

(イ) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものいたします。

この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主意思確認総会または書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものいたします。

なお、別紙2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることいたします。

- (ロ) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、対抗措置の不発動の決議を行うものいたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥ 株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤（ii）（イ）に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するものいたします。

株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録さ

れた株主とし、投票権は議決権1個につき1個といたします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものいたします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会または書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。株主意思確認総会における投票の場合、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が出席し、その投票権の過半数をもって賛否を決するものいたします。書面投票による場合、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数をもって賛否を決するものいたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i) 買付者等が大

規模買付等を中止した場合または(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を行うものいたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものいたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うことといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記

載の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記（１）⑦に記載の通り、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記（１）⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものといたします。

（３） 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を平成32年６月開催予定の定時株主総会終結のときまでといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で

構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

５．本プランの合理性

（１） 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した

「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

- (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 3. に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

- (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得たうえで継続するものです。上記 4. (3) に記載の通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場

合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

- (4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 4. (1) に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

- (5) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 4. (3) に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記4.(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の

希釈化は生じず、また、当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権

利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施にあたり、新株予約権の発行要項、当社株式の売買にあたって損害を被る可能性がある旨、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要となります。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、

当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下（ii）において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- 10 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

当社大株主上位10名の株式保有状況（平成29年3月末現在）

	株主名	株式保有状況	
		持株数（千株）	持株比率（％）
1	伊藤忠商事株式会社	12,700	8.0
2	株式会社千葉銀行	7,807	4.9
3	三井物産株式会社	7,700	4.9
4	ユアサ・フナシヨク株式会社	6,165	3.9
5	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,989	3.8
6	農林中央金庫	5,515	3.5
7	東京海上日動火災保険株式会社	5,169	3.3
8	双日株式会社	5,000	3.2
9	株式会社カーギルジャパン	4,701	3.0
10	昭和産業取引先持株会	4,680	3.0

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて、持株比率は小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。
 2. 当社は、自己株式6,988千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 3. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は

当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、ま

たは、(6) これら (1) から (5) までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものといえます。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといえます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといえます。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといえます。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといえます。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといえます。

11 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

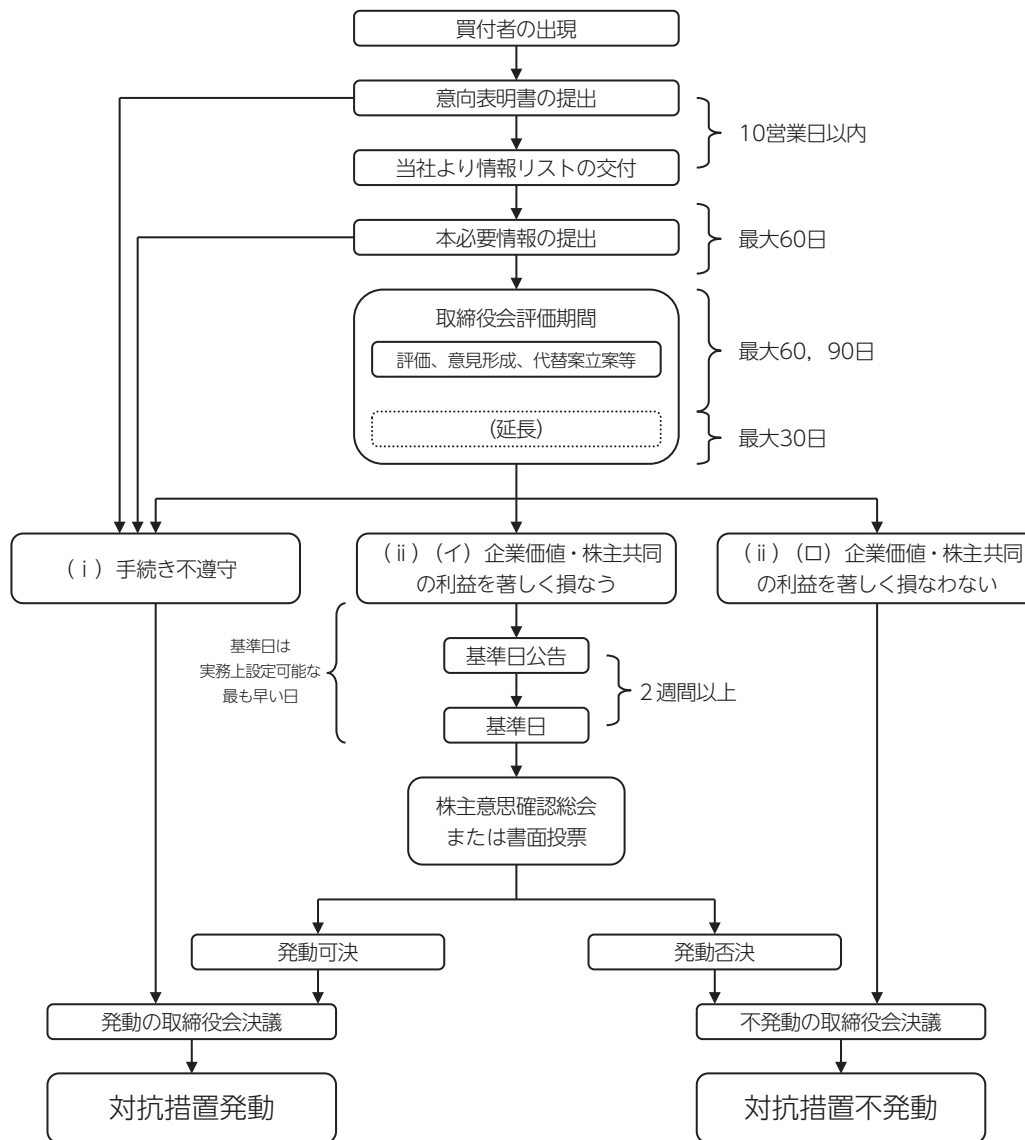
12 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以 上

(ご参考)

本プランの手續きに関するフロー図



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の我が国経済は、為替や株価の不安定な動き等により、先行きが不透明な状況であり、引き続き個人消費も伸び悩んでおります。

食品業界においては、原材料価格の変動などによる製品価格の改定も発表されており、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは、2012年（平成24年）よりスタートした「中期経営計画12-16」が最終年度に入り、6つの基本戦略「①基盤事業の持続的成長」「②新たな分野への挑戦」「③海外事業の強化」「④効率化の推進」「⑤グループ連携の強化」「⑥C S R経営の推進」の各種施策の推進に努めてまいりました。

当連結会計年度においては、引き続き「①基盤事業の持続的成長」の基礎となる販売物量の拡大を推し進めるとともに、原材料価格等に見合った製品価格の適正化に努めてまいりました。

研究開発においては、社内各所に分散していた「研究」「開発」「技術」の活動拠点を一か所に集約した「R D & E センター」（千葉県船橋市）を建設し、2016年（平成28年）9月1日より業務を開始いたしました。当社の強みである多様な穀物資源を生かした総合力をさらに強化するとともに、お客様とのコミュニケーションの場として、昭和産業グループならではの複合系シナジーソリューションをご提供してまいります。

また、当社100%子会社であるグランソールベーカリー株式会社が運営を行う、株式会社セブン・イレブン・ジャパン向けの「冷凍パン生地工場」を建設し、1月1日より稼動いたしました。

「④効率化の推進」においては、鹿島工場等生産部門を中心にローコストオペレーションを推進いたしました。

一方、発送費の増加等により販売費及び一般管理費が、前期に比べ7億44百万円増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は2,332億6百万円と前期に比べ146億16百万円（5.9%）の減収となりました。営業利益は87億86百万円と前期に比べ8億35百万円（10.5%）の増益、経常利益は95億14百万円と前期に比べ5億36百万円（6.0%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は61億67百万円と前期に比べ2億25百万円（3.8%）の増益となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

製粉事業

製粉事業につきましては、引き続きマーケット分析力を生かした提案型営業の更なる強化を行ってまいりました。業務用小麦粉の販売数量につきましては、パン用小麦粉を中心に拡販を行ったことにより、前期を上回りました。業務用プレミックスの販売数量につきましては、前期を若干下回りました。ふすまの販売数量につきましては、前期を上回りました。販売価格につきましては、輸入小麦の政府売渡価格が2016年（平成28年）4月に平均7.1%（税込価格）、同年10月に7.9%（税込価格）引き下げられたことを受け、小麦粉製品の価格改定を実施いたしました。これらの結果、製粉事業の売上高は654億81百万円（前期比2.3%減）となりました。

油脂事業

油脂事業につきましては、油脂製品と食材製品のシナジー効果を生かし、問題解決型の営業を継続してまいりました。その結果、業務用食用油および業務用プレミックスの販売数量につきましては、前期を上回りました。また、業務用食用油の販売価格につきましては、原料穀物価格の影響により、前期を下回りました。業務用食材の販売価格につきましても、原料穀物価格の影響により、前期を若干下回りました。

これらの結果、油脂事業の売上高は553億97百万円（前期比7.1%減）となりました。

糖質事業

糖質事業につきましては、当社子会社である敷島スターチ株式会社との販売統合効果を生かした拡販を継続して行ってまいりました。糖化製品の販売数量につきましては、新規開拓や販売先との取り組み強化を積極的に進めましたが、大手顧客への販売不振などにより、前期を下回りました。でんぷん類の販売数量につきましては、他事業とのシナジーを生かした提案型営業を展開したことにより、前期を上回りました。販売価格につきましては、原料穀物価格の影響により、前期を下回りました。

これらの結果、糖質事業の売上高は326億47百万円（前期比6.9%減）となりました。

家庭用食品事業

家庭用食品事業につきましては、他事業と連携した組織営業の推進に努めてまいりました。家庭用食用油の販売数量につきましては、キャノーラ油を中心に伸長したことから、前期を大きく上回りました。家庭用プレミックスの販売数量につきましては、天ぷら粉類が好調でしたが、お好み焼粉類、から揚げ粉類が苦戦し、全体では前期を若干下回りました。家庭用食用油の販売価格につきましては、原料穀物価格の影響により、前期を下回りました。家庭用プレミックスの販売価格につきましても、原料穀物価格の影響により、前期を若干下回りました。

これらの結果、家庭用食品事業の売上高は215億70百万円（前期比0.9%増）となりました。

飼料事業

飼料事業につきましては、鶏卵の販売支援を強化し、養鶏用飼料の拡販に取り組んでまいりました。配合飼料の販売数量につきましては、受託数量減少により、前期を下回りました。鶏卵の販売数量につきましては、前期を上回りました。配合飼料の販売価格につきましては、原料穀物価格の影響により、前期を下回りました。鶏卵の販売価格につきましても、鶏卵相場の影響により、前期を下回りました。

これらの結果、飼料事業の売上高は531億6百万円（前期比11.0%減）となりました。

倉庫事業

倉庫事業につきましては、貨物獲得競争が激化する中、商社や主要顧客との取り組みを強化し、より円滑な荷役体制の整備による貨物獲得機会の増加に努めましたが、売上高は前期を下回りました。

これらの結果、倉庫事業の売上高は27億22百万円（前期比1.4%減）となりました。

不動産事業

不動産事業につきましては、土地の賃料収入は一部賃料改定があったものの、前期並みとなりました。商業施設の賃料収入は、前期を若干下回りました。

これらの結果、不動産事業の売上高は19億66百万円（前期比0.6%減）となりました。

その他

保険代理業、自動車等リース業、運輸業等をあわせたその他事業の売上高は3億14百万円（前期比2.0%減）となりました。

事業別の売上高は次のとおりであります。

事業	第115期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第116期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前期比増減率
製粉事業	67,000 百万円	65,481 百万円	△ 2.3 %
油脂事業	59,601	55,397	△ 7.1
糖質事業	35,085	32,647	△ 6.9
家庭用食品事業	21,380	21,570	0.9
飼料事業	59,694	53,106	△ 11.0
倉庫事業	2,762	2,722	△ 1.4
不動産事業	1,978	1,966	△ 0.6
その他	320	314	△ 2.0
計	247,823	233,206	△ 5.9

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は約125億円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主な設備または取得した物件

当 社 本 社	冷凍パン生地製造設備建設（賃貸用）	[製粉事業]
当 社 本 社	RD&Eセンター建設	[製粉事業他]
当 社 本 社	冷凍機更新（賃貸用）	[不動産事業]
当 社 鹿島工場	油脂原料搾油設備	[油脂事業]
当 社 鹿島工場	原料搬送設備安全対策	[倉庫事業]

当連結会計年度において工事継続中の主な設備

当 社 鹿島工場	コーンスターチ製造設備	[糖質事業]
----------	-------------	--------

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、平成28年6月14日に第10回転換社債型新株予約権付社債80億円を発行いたしました。増資による資金調達は行っておりません。

なお、当連結会計年度末現在の転換社債型新株予約権付社債および借入金合計額は325億円であります。

(4) 対処すべき課題

地球環境の気候変動や世界人口の増加による世界的な穀物不足、また、国内においては自由貿易の進展、少子高齢化による需要の減少など、今後も様々な対処すべき課題が想定されます。

食品業界におきましては、今後も穀物原料相場や為替相場が不安定な状況が続くとみられ、また、消費増税などにより消費者の節約意識が強まることが予想される非常に厳しい環境にあります。

このような情勢の中で、当社グループは、今後も安定的、持続的な成長を実現するために、当社90周年を迎える2025年度のありたい姿（長期ビジョン）「SHOWA Next Stage for 2025」を策定し、その実現に向けた1st Stageと位置付ける「中期経営計画17-19」を2017年（平成29年）4月よりスタートさせております。

「SHOWA Next Stage for 2025」の内容

ありたい姿	全てのステークホルダーに満足を提供する “穀物ソリューション・カンパニー Next Stage” ～幹を太くし、枝葉を広げ、世の中のためになる果実を育てる～
方針	昭和産業グループならではの複合系シナジーソリューションを進化させると共に、ESG視点での取り組みも強化し、企業価値の向上に努めてまいります。

「中期経営計画17-19」の基本方針

ありたい姿（長期ビジョン）の実現に向けた足場固めの期間と位置付け、安定的収益基盤の確立と、更なる成長への準備をしてまいります。

「中期経営計画17-19」の基本戦略

①基盤事業の強化	・コア事業の磨き上げ ・顧客価値を掘り起こす独自の事業構造確立 ・コアコンピタンスを生かした競争優位性の発揮
②事業領域の拡大	・昭和産業グループにふさわしいセグメント領域の確定
③社会的課題解決への貢献	・事業活動を通じた社会への貢献（CSV戦略への発展）
④プラットフォームの再構築	・持てる力の発揮とグループ経営の推進
⑤ステークホルダーエンゲージメントの強化	・コーポレートコミュニケーション活動を通じたステークホルダーとの信頼関係の確立

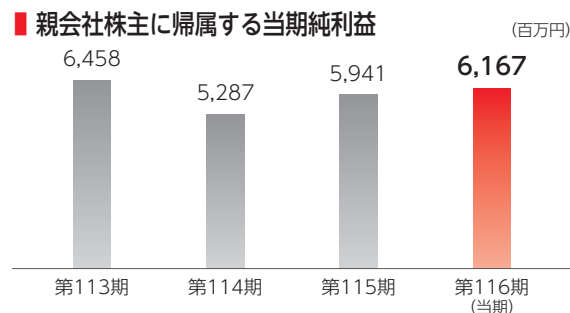
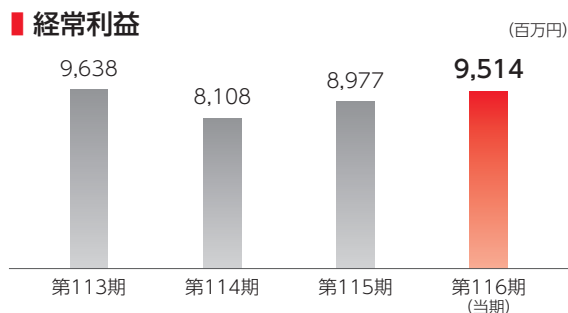
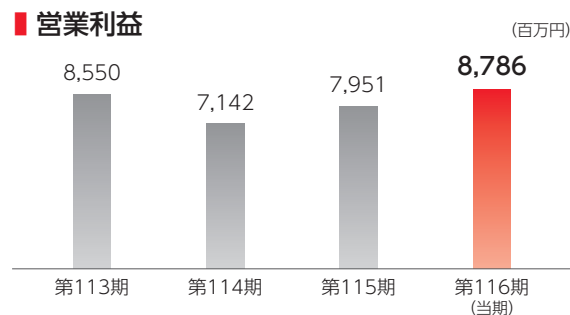
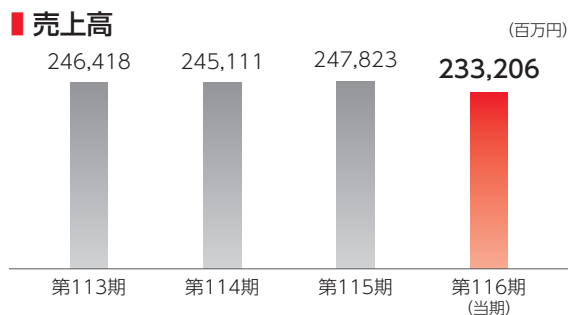
株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

1 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第113期 平成26年3月期	第114期 平成27年3月期	第115期 平成28年3月期	第116期 平成29年3月期(当期)
売上高 (百万円)	246,418	245,111	247,823	233,206
営業利益 (百万円)	8,550	7,142	7,951	8,786
経常利益 (百万円)	9,638	8,108	8,977	9,514
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,458	5,287	5,941	6,167
1株当たり当期純利益 (円)	39.80	33.09	37.18	38.85
総資産 (百万円)	154,544	160,778	157,941	164,959
純資産 (百万円)	61,716	69,180	71,600	75,368

(注)「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

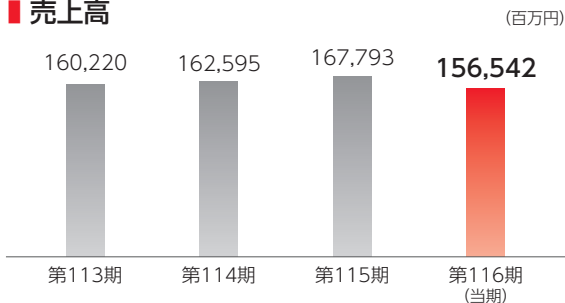


2 当社の財産および損益の状況の推移

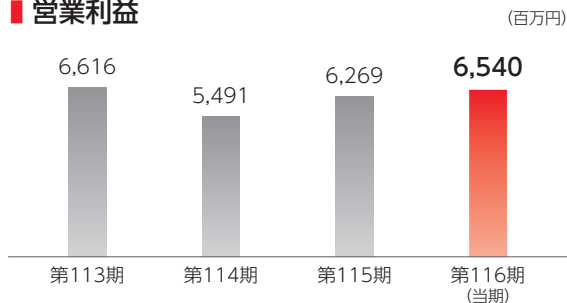
区 分		第113期 平成26年3月期	第114期 平成27年3月期	第115期 平成28年3月期	第116期 平成29年3月期(当期)
売上高	(百万円)	160,220	162,595	167,793	156,542
営業利益	(百万円)	6,616	5,491	6,269	6,540
経常利益	(百万円)	7,129	5,921	6,919	7,574
当期純利益	(百万円)	4,941	4,079	4,721	5,211
1株当たり当期純利益	(円)	30.45	25.52	29.55	32.82
総資産	(百万円)	123,644	129,507	124,115	130,528
純資産	(百万円)	51,132	56,546	58,542	61,330

(注)「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

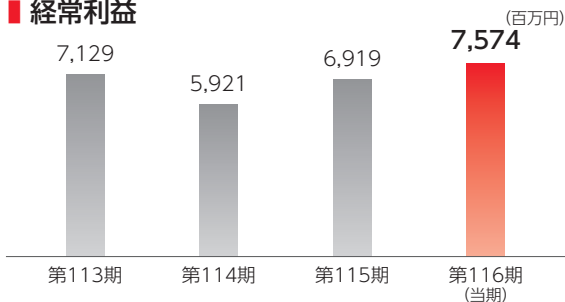
■ 売上高



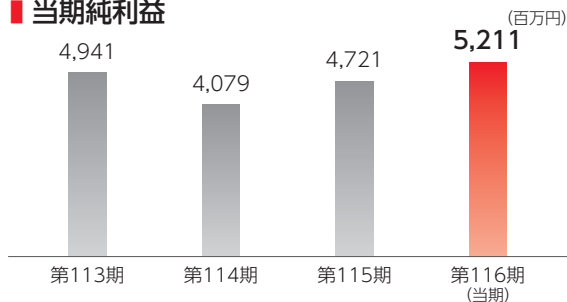
■ 営業利益



■ 経常利益



■ 当期純利益



(6) 主要な事業内容

当企業集団は、次に掲げたものの製造、販売を中心に倉庫事業、不動産事業などを主な事業としております。

事業	主 要 な 内 容
製粉事業	小麦粉、プレミックス（ドーナツ、ケーキ、スナックなど）、小麦粉周辺食材、パン、ふすま、冷凍生地、冷凍パスタ、冷凍スナック、冷凍惣菜
油脂事業	食用油（サラダ油、白絞油、ごま油、加工油脂、機能性油脂）、大豆蛋白、レシチン、食品用大豆、業務用食材（天ぷら粉、から揚げ粉、パスタなど）、脱脂大豆、菜種粕
糖質事業	糖化製品（水あめ、ぶどう糖、異性化糖、オリゴ糖）、コーンスターチ、加工でんぷん、粗酵素（アミラーゼ）
家庭用食品事業	家庭用プレミックス（天ぷら粉、から揚げ粉、お好み焼粉、ホットケーキミックスなど）、家庭用小麦粉、乾麺、家庭用パスタ、家庭用食用油（サラダ油、オリーブ油など）、家庭用炊飯油（お釜にポン）、ギフトセット、家庭用米
飼料事業	配合飼料、鶏卵および鶏卵加工品
倉庫事業	輸入穀物の保管・荷役、冷凍・冷蔵倉庫の運営
不動産事業	不動産の賃貸借および管理
その他	保険代理業、自動車等リース業、運輸業

(7) 主要な営業所および工場

会 社 名	主 要 な 営 業 所 お よ び 工 場
昭和産業株式会社	本社（東京都千代田区） 大阪支店（大阪市北区） 名古屋支店（名古屋市西区） 仙台支店（仙台市若林区） 札幌支店（札幌市白石区） 福岡支店（福岡市博多区） 広島支店（広島市佐伯区） 関東信越支店（群馬県太田市） 鹿島工場（茨城県神栖市） 神戸工場（神戸市東灘区） 船橋工場（千葉県船橋市） 基盤技術研究所（千葉県船橋市） 商品開発研究所（千葉県船橋市）
昭産商事株式会社	本社（東京都板橋区）
敷島スターチ株式会社	本社工場（三重県鈴鹿市）
九州昭和産業株式会社	本社工場（鹿児島県志布志市） 八代工場（熊本県八代市）
奥本製粉株式会社	本社工場（大阪府貝塚市）
木田製粉株式会社	本社工場（札幌市北区）
株式会社内外製粉	本社工場（三重県三重郡）
株式会社スウィングベーカリー	本社工場（千葉県印西市）
株式会社オーバン	本社（東京都板橋区）
昭和冷凍食品株式会社	本社工場（新潟市南区）
昭和鶏卵株式会社	本社工場（埼玉県入間郡）
昭産開発株式会社	本社（埼玉県上尾市）
株式会社ショウレイ	本社（千葉県船橋市）
昭産運輸株式会社	本社（千葉県船橋市）
グランソールベーカリー株式会社	本社工場（茨城県神栖市）

(8) 従業員の状況

1 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
製粉事業	754 名	54 名
油脂事業	331	△ 1
糖質事業	246	13
家庭用食品事業	166	△ 5
飼料事業	175	△ 9
倉庫事業	48	△ 1
不動産事業	12	△ 1
その他	82	4
全社（共通）	289	7
合計	2,103	61

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員（1,059名）を含んでおりません。

2 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計または平均	1,165 名	24 名	39.2 歳	16.1 年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員の当事業年度における平均雇用人員（103名）を含んでおりません。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

1 親会社との関係

該当事項はありません。

2 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
昭産商事株式会社	391 百万円	93.0 %	小麦粉、油脂、食品、配合飼料、穀類の販売および保険代理業
敷島スターチ株式会社	300	100.0	コーンスターチ、糖化製品の製造および販売
九州昭和産業株式会社	300	78.7	配合飼料の製造および販売、畜産物の販売
奥本製粉株式会社	88	80.2	小麦粉、プレミックスおよびパスタの製造および販売

(注) 1. 当社の連結対象子会社は上記の重要な子会社 4 社を含む15社、持分法適用会社は 5 社であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	4,600 百万円
農林中央金庫	3,470
三井住友信託銀行株式会社	3,030
株式会社千葉銀行	1,830
明治安田生命保険相互会社	1,580
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,430

(注) 企業集団の主要な借入先であります。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

720,000,000株

(2) 発行済株式の総数

157,861,224株（自己株式6,988,674株を除く）

(3) 当期末株主数

14,334名（前期末比1,183名減）

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊藤忠商事株式会社	12,700 千株	8.0 %
株式会社千葉銀行	7,807	4.9
三井物産株式会社	7,700	4.9
ユアサ・フナシヨク株式会社	6,165	3.9
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,989	3.8
農林中央金庫	5,515	3.5
東京海上日動火災保険株式会社	5,169	3.3
双日株式会社	5,000	3.2
株式会社カーギルジャパン	4,701	3.0
昭和産業取引先持株会	4,680	3.0

(注) 1. 当社は、自己株式6,988千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	岡 田 茂	
取締役社長 (代表取締役)	新 妻 一 彦	
取締役 専務執行役員	中 村 圭 介	生産・技術部門統轄
取締役 専務執行役員	檜 前 慶 一	営業部門統轄、営業企画部・製粉部・油脂部・食品部・原料部・支店担当
取締役 常務執行役員	土 屋 信 人	管理部門統轄
取締役 常務執行役員	太 田 隆 行	海外事業部・糖質部・飼料畜産部担当
取締役 常務執行役員	八 木 隆	研究開発部門統轄、品質保証部担当
取締役	柳 谷 孝	株式会社アルファシステムズ社外取締役 株式会社ハーツユナイテッドグループ社外取締役
監査役	笠 井 敏 雄	(常 勤)
監査役	石 黒 達 郎	(常 勤)
監査役	栗 原 和 保	
監査役	三 輪 隆 司	

- (注) 1. 太田隆行、八木隆の両氏は、平成28年6月29日開催の第115回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 三輪隆司氏は、平成28年6月29日開催の第115回定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役 佐久間潤、玉井章の両氏は、平成28年6月29日に退任いたしました。
4. 監査役 佐藤宏氏は、平成28年6月29日に退任いたしました。
5. 取締役 柳谷孝氏は、社外取締役であり、また、東京証券取引所の定める独立役員であります。
6. 監査役 栗原和保、三輪隆司の両氏は、社外監査役であり、また、東京証券取引所の定める独立役員であります。
7. 監査役 笠井敏雄氏は当社財務部長の経験があり、また、監査役 栗原和保氏は金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 執行役員の氏名等（平成29年4月1日現在）

地 位	氏 名	担 当
*会 長	岡 田 茂	
*社 長	新 妻 一 彦	
*専務執行役員	中 村 圭 介	生産・技術部門統轄
*専務執行役員	檜 前 慶 一	営業部門統轄、営業企画部・製粉部・油脂部・食品部・原料部・支店担当
*常務執行役員	土 屋 信 人	管理部門統轄
*常務執行役員	太 田 隆 行	海外事業部・糖質部・飼料畜産部担当
常務執行役員	田 村 英 雄	グループ経営推進部長
常務執行役員	大 柳 奨	人事部長
常務執行役員	杉 山 毅	大阪支店長
**常務執行役員	金 子 俊 之	研究開発部門統轄、品質保証部担当
執行役員	猪 野 浩	財務部長
執行役員	山 口 龍 也	油脂部長
執行役員	国 領 順 二	広域営業部担当、製粉部長
執行役員	高 橋 秀 和	鹿島工場長
執行役員	小河原 賢 二	食品部長
執行役員	門 田 憲 二	生産技術部長
執行役員	富 田 哲 司	基盤技術研究所長

- (注) 1. 平成29年2月17日開催の取締役会において決議しております。
2. *印の者は、取締役を兼務しております。
3. **印の者は、平成29年6月28日開催予定の第116回定時株主総会における新任の取締役候補者であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役および社外監査役との間において、それぞれ会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	10名	205百万円
監査役	5名	63百万円
上記のうち社外役員	4名	27百万円

(注) 上記には、平成28年6月29日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名への支給を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

1 重要な兼職先である法人等と当社の関係

重要な兼職先は(1)に記載のとおりであり、各兼職先と当社との間には、重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

2 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	柳 谷 孝	当事業年度の取締役会に16回中15回出席し、会社経営の経験と資本市場についての豊富な知見を活かし、適宜発言を行っております。
社外監査役	栗 原 和 保	当事業年度の取締役会に16回中16回出席し、また、監査役会に12回中12回出席し、金融機関における長年の経験と豊富な知見を活かし、適宜発言を行っております。
社外監査役	三 輪 隆 司	社外監査役就任後に開催された当事業年度の取締役会に13回中13回出席し、また、監査役会に10回中10回出席し、損害保険会社における長年の経験とリスク管理についての豊富な知見を活かし、適宜発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名または名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	60	百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2	
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62	

(注) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、コンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が継続してその職務を全うすることが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案する方針であります。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で公表した処分の内容の概要

1 処分対象

新日本有限責任監査法人（所在地：東京都千代田区）

2 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止3月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

3 処分理由

- ア 新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- イ 新日本有限責任監査法人の運営が著しく不当と認められた。

（備考）

この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、割合は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円 単位未満切捨)

科 目	金 額
資産の部	164,959
流動資産	70,096
現金及び預金	6,277
受取手形及び売掛金	34,602
商品及び製品	7,874
仕掛品	1,055
原材料及び貯蔵品	16,707
繰延税金資産	897
未収消費税等	475
その他	2,323
貸倒引当金	△ 116
固定資産	94,862
有形固定資産	70,050
建物及び構築物	30,051
機械装置及び運搬具	19,565
土地	18,042
リース資産	96
建設仮勘定	916
その他	1,378
無形固定資産	1,751
ソフトウェア	1,632
その他	118
投資その他の資産	23,060
投資有価証券	21,226
長期貸付金	24
繰延税金資産	116
固定化営業債権	11
その他	1,726
貸倒引当金	△ 44
資産合計	164,959

科 目	金 額
負債の部	89,591
流動負債	60,430
支払手形及び買掛金	21,048
短期借入金	17,717
リース債務	131
未払金	9,623
未払法人税等	1,567
未払消費税等	368
賞与引当金	1,196
資産除去債務	0
設備関係支払手形	4,501
設備関係電子記録債務	2,462
その他	1,811
固定負債	29,160
転換社債型新株予約権付社債	7,996
長期借入金	6,858
リース債務	219
役員退職慰労引当金	61
退職給付に係る負債	7,607
繰延税金負債	2,541
資産除去債務	366
その他	3,509
純資産の部	75,368
株主資本	68,490
資本金	12,778
資本剰余金	4,963
利益剰余金	53,296
自己株式	△ 2,548
その他の包括利益累計額	4,697
その他有価証券評価差額金	6,062
繰延ヘッジ損益	△ 12
退職給付に係る調整累計額	△ 1,352
非支配株主持分	2,180
負債及び純資産合計	164,959

連結損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円 単位未満切捨）

科 目	金 額	
I. 売上高		233,206
II. 売上原価		189,234
売上総利益		43,972
III. 販売費及び一般管理費		35,185
営業利益		8,786
IV. 営業外収益		
受取利息及び配当金	360	
持分法による投資利益	555	
その他	445	1,362
V. 営業外費用		
支払利息	199	
開業費償却	244	
その他	191	635
経常利益		9,514
VI. 特別利益		
固定資産売却益	221	
投資有価証券売却益	2	
その他	1	226
VII. 特別損失		
固定資産廃棄損	611	
固定資産売却損	2	
減損損失	298	
港湾岸壁浚渫費用	83	
その他	49	1,045
税金等調整前当期純利益		8,694
法人税、住民税及び事業税		2,555
法人税等調整額		△ 204
法人税等合計		2,350
当期純利益		6,344
非支配株主に帰属する当期純利益		176
親会社株主に帰属する当期純利益		6,167

計算書類

貸借対照表 (平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円 単位未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	130,528	負債の部	69,197
流動資産	50,719	流動負債	44,820
現金及び預金	4,114	買掛金	16,274
受取手形	1,037	短期借入金	9,460
売掛金	23,016	長期借入金 (1年以内返済予定)	1,182
商品及び製品	5,686	リース債務	192
仕掛品	807	未払金	7,607
原材料及び貯蔵品	13,293	未払費用	561
前払金	323	未払法人税等	1,046
前払費用	518	預り金	358
未収入金	203	賞与引当金	929
未収消費税等	448	資産除去債務	0
繰延税金資産	574	設備関係支払手形	4,501
その他	705	設備関係電子記録債務	2,462
貸倒引当金	△ 12	その他	243
固定資産	79,809	固定負債	24,377
有形固定資産	54,217	転換社債型新株予約権付社債	7,996
建物	20,850	長期借入金	5,800
構築物	3,244	リース債務	278
機械装置	16,487	退職給付引当金	4,467
車輛運搬具	2	債務保証損失引当金	339
工具器具備品	959	繰延税金負債	2,717
土地	11,381	資産除去債務	135
リース資産	420	預り保証金敷金	624
建設仮勘定	871	預り保証金	2,017
無形固定資産	1,483	純資産の部	61,330
ソフトウェア	1,403	株主資本	56,024
その他	80	資本金	12,778
投資その他の資産	24,108	資本剰余金	4,711
投資有価証券	12,758	資本準備金	3,270
関係会社株式	9,326	その他資本剰余金	1,440
出資金	542	利益剰余金	41,082
関係会社出資金	331	その他利益剰余金	41,082
長期貸付金	23	(別途積立金)	(12,110)
長期前払費用	129	(固定資産圧縮積立金)	(4,407)
差入保証金	148	(繰越利益剰余金)	(24,564)
前払年金費用	851	自己株式	△ 2,547
貸倒引当金	△ 3	評価・換算差額等	5,305
資産合計	130,528	その他有価証券評価差額金	5,314
		繰延ヘッジ損益	△ 8
		負債及び純資産合計	130,528

損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円 単位未満切捨）

科 目	金 額	
I. 売上高		156,542
II. 売上原価		124,819
売上総利益		31,722
III. 販売費及び一般管理費		25,182
営業利益		6,540
IV. 営業外収益		
受取利息及び配当金	557	
その他	710	1,267
V. 営業外費用		
支払利息	145	
その他	88	234
経常利益		7,574
VI. 特別利益		
固定資産売却益	216	
その他	1	218
VII. 特別損失		
固定資産廃棄損	583	
減損損失	250	
港湾岸壁浚渫費用	83	
その他	1	919
税引前当期純利益		6,873
法人税、住民税及び事業税		1,795
法人税等調整額		△ 133
法人税等合計		1,661
当期純利益		5,211

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

昭和産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江 口 潤 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 俊 夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

昭和産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江 口 潤 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 口 俊 夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

昭和産業株式会社 監査役会

常勤監査役	笠	井	敏	雄	㊞
常勤監査役	石	黒	達	郎	㊞
社外監査役	栗	原	和	保	㊞
社外監査役	三	輪	隆	司	㊞

第116回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階 日経ホール



▶ 最寄り駅 地下鉄 大手町駅 C2b出口直結

- 東京メトロ
 - 千代田線 「大手町駅」 神田橋方面改札より 徒歩約4分
 - 半蔵門線 「大手町駅」 皇居方面改札より 徒歩約5分
 - 丸の内線 「大手町駅」 大手町二丁目方面改札より 徒歩約7分
 - 東西線 「大手町駅」 中央改札より 徒歩約9分
 - 「竹橋駅」 大手町方面改札より 徒歩約3分
- 都営地下鉄 三田線 「大手町駅」 大手町方面改札より 徒歩約7分

本総会のための駐車場の用意はございません。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。